

・一般委託者への支払及び関連業務

基金は、会員に弁済事故が発生した場合には、法令、定款及び業務規程の定めに従い、迅速かつ適切に処理し、委託者債務の弁済に万全を期する。

(1) 弁済難易度の認定及び分離保管弁済

会員が通知商品先物取引業者に該当したときは、基金は直ちに分離保管財産など委託者資産の確保を図るとともに立入監査を行い、委託者資産保全措置状況、財務内容及び紛議債権の実情を把握するとともに、運営審議会の意見を聴いて、弁済難易度の認定を行う。

基金は、当該会員について弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行ったときは、委託者資産保全措置により保全された分離保管財産を回収する。回収した分離保管財産は弁済財源に組み入れ、これにより委託者に対する弁済を行う。

(2) 一般委託者に対する支払

基金は、通知商品先物取引業者に該当した会員について弁済困難の認定を行ったときは、委託者に対し回収した分離保管財産による弁済を行い、これにより弁済されない一般委託者の委託者債権について、1人1千万円を限度として一般委託者支払を行う。

一般委託者支払に伴い取得した補償対象債権について、基金は会員と締結した質権設定契約に基づき、会員が取引所・清算機構に対し有する持分・清算預託金等の返還請求権に対する質権を実行し、補償対象債権の回収に努めるものとする。なお、訴訟等によっても回収が見込めないものについては、所要の手続により償却を行う。

(3) 自主弁済及び返還資金融資

基金が通知商品先物取引業者に該当した会員について自主弁済案件

として認定を行ったときは、委託者債権が完済されるまでの間、各営業日毎に委託者への証拠金返還状況の報告を求める等の措置をとることにより委託者債権の自主的な弁済が確実に行われるよう監視に努める。

会員が通知商品先物取引業者に該当し基金が自主弁済案件の認定を行った案件について、当該通知商品先物取引業者が主務大臣の適格性認定を得た場合には、基金はその申込みを受けて返還資金融資を行うかどうかの決定を速やかに行う。

・委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

基金は、一般委託者への支払等の財源として負担金の徴収等を行うとともに、委託者保護資金の管理を適切に行う。

(1) 委託者保護資金の額

平成 2 3 年度当初における委託者保護資金の額は、平成 2 2 年度において一般委託者支払が生じないことが見込まれるので、業務規程に定める委託者保護資金の造成水準（ 9 8 億円）を上回るものと見込まれる。

(2) 資金積戻計画

委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準を上回ると見込まれるので、平成 2 3 年度においては資金積戻計画を定めない。

(3) 新規会員負担金の額

基金に加入する会員（以下「新規会員」という。）に係る新規会員負担金の額は、4 0 0 万円とする。

(4) 委託者保護資金等の管理

委託者保護資金等は、定款第 6 2 条及び会計規程第 7 条の規定に基づき適切に管理する。

・委託者資産保全措置の管理

基金は、委託者資産の保全を図るため、分離保管弁済契約の締結等により、委託者資産保全措置の適切な管理を行う。

(1) 分離保管弁済契約の締結

基金は、指定信託、基金分離預託、銀行等保証及び基金代位弁済が会員により適切に行われるよう、会員と分離保管弁済契約を締結する。

基金は、会員と分離保管弁済契約を締結又は変更したときは、締結又は変更した会員の名称、対象契約型等を公告する。

(2) 指定信託の管理

基金は、委託者を信託元本の受益者とする指定信託の受益者代理人となり、信託元本が適切に確保されるようその管理を行う。また弁済事故が発生した場合には、信託機関に対し信託元本に係る受益権の行使を適切に行う。

(3) 基金分離預託の管理

基金は、基金分離預託として会員から金銭又は有価証券の預託を受けるとともに、株式会社日本商品清算機構の共同清算システムを通じその管理を行う。

(4) 銀行等保証の管理

基金は、支払保証限度額の適切な管理を行う。また弁済事故が発生した場合には、保証金融機関に対し保証支払の指示を適切に行う。

(5) 基金代位弁済の管理

平成 23 年度においては、平成 24 年 1 月～平成 24 年 12 月の契約期間に係る契約締結の希望者を募集する。応募した会員については、審査の後、契約締結の諾否及び代位弁済限度額、代位弁済担保の額等

を適切に決定する。また、契約期間中において代位弁済限度額の変更を希望する会員に対しては、委託者資産保全に支障がないこと等の確認ができる場合、代位弁済限度額の変更を行う。商品取引所に受託会員として加入している会員に係る代位弁済担保については、原則として契約額の25%とし、商品取引所に受託会員として加入していない会員（以下「取次会員」という。）及び商品取引清算機関の清算資格を有していない会員（以下「非清算会員」という。）については、契約額の50%とする。なお、外部監査の適用を免除された会員に係る代位弁済担保については、契約額の35%以上(取次会員及び非清算会員は50%以上)とする。

基金は、契約を締結した会員の経営を監視するとともに、必要に応じ契約期間の短縮及び代位弁済担保の増額等を行う。

基金代位弁済支払を行ったときは、預託されている代位弁済担保を取得し、これで回収できなかった支払額について、基金は、会員が取引所・清算機構に対し有する持分・清算預託金等の返還請求権に対する質権を実行し回収に努めるものとする。

なお、新規会員が基金代位弁済委託契約の締結を希望する場合には、業務規程に基づき会員の純資産額の区分に応じて定められている基金代位弁済拠出金の納付を求めることとする。

・ 会員に対する監視、監査等

基金は、委託者資産の適切な保全及び弁済事故の未然防止を図るため、会員に対する監視、監査等を行う。

(1) 会員に対する常時監視

基金は、月次報告書等に基づき、会員の財産及び経理の状況に対し常時監視を行う。特に会員の委託者資産保全措置状況を常時把握するため、基金は、毎日、会員に分離保管等に関する調書の提出を求める。これにより基金は、会員の委託者資産保全措置率が常に十分確保されていることを確認する。更に基金は、常時監視の一環として、会員のキャッシュフローを常時確認できる体制を構築する。

基金は、CFEFシステムを活用し、これらの常時監視を迅速・的確に行う。

指定信託及び銀行等保証については、基金は、随時、金融機関に直

接に残高証明書等の提出を求めることにより、適切に委託者資産保全措置が講じられていることを確認する。

(2) 会員に対する監査

基金は、定款及び監査規則に基づき、必要に応じ会員に対し書面監査及び立入監査を行う。

なお、今次法改正により会員からの報告内容が簡素化されたことに伴い、立入監査時に詳細内容を把握する必要があることから、従来の監査に比してより濃密な監査を行うこととする。

(3) 外部監査

会員は業務規程第 26 条の規定に基づき、原則として財務諸表につき監査法人又は公認会計士による監査を受けることとする。

ただし、一定の要件に該当する会員については、分離保管について基金による厳格な監査を受けること等を条件に、監査法人等の監査を免除する。

(4) 改善の指示等

会員の財産若しくは経理の状況又は業務の運営について改善を要すると考えられる場合は、基金は、関係機関と連携しつつ、改善の指示、指導等を行う。

(5) 会員に対する制裁

会員が定款に定める制裁事項に該当すると認められる場合は、基金は、規律委員会の決定又は理事会の議決により制裁を科す。

・ 入会金及び会費の徴収

(1) 入会金

新規会員から 20 万円を徴収する。

(2) 会費

会費は、定額会費 20 万円（年額。途中加入の場合は、月割計算。）及び定率会費を徴収する。

定率会費の予納単価は、取引枚数 1 枚当り 2 円 8 5 銭（平成 22 年度 2 円 8 5 銭）とし、次事業年度開始前に開催する総会において確定単価を決定し、定率会費の予納額がその確定額を超えた場合には、その超過額を会員に返還する。

定率会費の徴収は、会員から毎月提出される取引枚数を基に的確に調査算定のうえ行う。

・その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為

基金は、商品先物取引法第 3 1 1 条第 1 項に規定する裁判上又は裁判外の行為に関する業務を必要に応じ行う。

(2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

委託者保護業務について、専門機関に調査を依頼する等により内外制度について調査研究を行うとともに、制度検討委員会を開催し、その改善策を検討する。

(3) 広報の実施

基金が行う委託者保護業務の内容について会員及び関係者、更には広く一般の理解の増進を図るため、必要に応じ英語版を含めパンフレットの作成、ホームページによる情報提供及び統計データの発表等を行う。

(4) 関係機関との連携

主務省及び関係団体の諸施策について、必要に応じ協力を行う。

(5) その他の諸問題への対応

会員の経営環境が厳しい中で委託者債権保全の強化を図るべく、一般負担金の算出方法の見直し等を検討する。

また、委託者保護資金の管理運用について、委託者保護資金の運用規制の緩和を行うこと、会費の算出方法の見直し等についても検討する。